

令和8年度

八尾小学校いじめ防止基本方針

富山市立八尾小学校
(小47)

目 次

| | |
|----------------------------|---|
| 1 八尾小学校いじめ防止基本方針について | 1 |
| (1) 目的 | 1 |
| (2) 基本理念 | 1 |
| (3) 本校のいじめの定義 | 1 |
| 2 本校のいじめの実態と課題について | 1 |
| (1) 本校の実態 | 1 |
| (2) 本校の課題 | 2 |
| 3 いじめ問題への対応について | 2 |
| (1) いじめの防止に向けた取組 | 2 |
| (2) いじめの早期発見に向けた取組 | 3 |
| (3) いじめが起きたときの対応 | 3 |
| 4 重大事態への対処について | 5 |
| (1) 重大事態とは | 5 |
| (2) 重大事態の対応についての留意事項 | 5 |
| ◇ 図1 学校におけるいじめ防止等の対策に向けた組織 | 6 |
| ◇ 表1 いじめ対策委員会 | 7 |
| ◇ 図2 いじめが起こった場合の組織的対応の流れ | 8 |
| ◇ 表2 いじめ問題への取組の年間指導計画 | 9 |

1 八尾小学校いじめ防止基本方針について

(1) 目的

いじめは、いじめを受けた児童が安心・安全な生活を送ることを妨げ、心身の健全な成長や人格の形成に影響を与えるおそれがある。

富山市立八尾小学校は、学校や家庭、地域が連携し、いじめ問題の克服に向けて取り組むため、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第13条の規定に基づいて、いじめの防止やいじめの早期発見、いじめの対処に向けた対策を総合的かつ効果的に推進するため「八尾小学校いじめ防止基本方針」を策定した。

(2) 基本理念

いじめの防止等の対策はいじめが全ての児童に関わる問題であることから、児童が安心して学習や活動に取り組むことができるように、学校の内外を問わずいじめがなくなることを目指して行うことが重要である。

また、いじめの防止等の対策は、いじめがいじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼし、取り返しのつかない状況も生み出す行為であることについて児童が十分に理解できるように行うことが必要である。

加えて、いじめの防止等の対策は、市や学校、家庭、地域住民だけでなく、国や県、その他の関係者、関係機関がいじめ問題の克服を目指し、連携して取り組むことが大切である。

(3) 本校のいじめの定義

<いじめの定義>

「いじめ防止対策推進法」では、いじめの定義を次のようにしている。

「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」（文部科学省HPより）

なお、いじめに当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童の立場に立つ必要がある。また、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないように努めることが必要である。

※参照 『いじめの防止等のための基本的な方針』（平成29年3月14日版）

2 本校のいじめの実態と課題について

(1) 本校の実態

- 以前に比べて、児童間のトラブルも減少しているが、依然として冷やかしかからかい、悪口を言うなどの様子が見られる。不平、不満に感じたことを口に出せずに積み重なっていくうちに、次第にいじめにつながるような大きな問題に発展することがあった。また、些細な言動から興奮してけんかになった事例、相手の気持ちを考えずに発した言葉に深く傷ついた事

例もあった。

- スマートフォンの SNS やタブレットのチャット機能を使って、学校や家庭において友人間でやり取りをするといった事案が発生している。
- 各種調査の中で、「学校は楽しい」「勉強が楽しい」との設問に対して、「楽しくない」と回答している児童が数名いる。

(2) 本校の課題

- 相手への思いやりを欠く言葉遣いや言葉の意味がよく分からないままに使う表現によって生じるトラブルが多い。ソーシャルスキルトレーニングや言語環境に留意した教育活動の充実に努める必要がある。
- 望ましい生活習慣や学習規律が十分定着していない傾向があり、集団生活を行う上でのルールやマナーをしっかりと身に付けさせる必要がある。
- 日常的なメディアの利用が増えてきている中で、情報モラルに関する指導を発達の段階に応じてしっかりと継続して行う必要がある。

3 いじめ問題への対応について

(1) いじめの防止に向けた取組

- いじめは、どの児童にも、どの学校にも起こりうることを踏まえ、いじめの内容や指導上の留意点等について、平素から教職員全員で共通理解を図り、未然防止に取り組む。
- 「いじめは決して許されない」ことを学校全体で確認し合い、「自分の大切さとともに他の人の大切さを認める」態度の育成に努める。
- 道徳教育や人権教育を充実させたり、読書活動・体験活動等、幅広く体験的に学ぶ機会を設けたりすることで、児童の社会性を育み、いじめをしない、させない、許さない態度の育成に努める。
- 一人一人を大切にしたい分かりやすい授業づくりに努め、一人一人が活躍できる集団づくりを進める。
- 児童がいじめの問題について学び、児童自らがいじめの防止を訴えるような取組（児童会によるいじめ撲滅の宣言や相談箱の設置等）を推進する。
- いじめにつながりやすい感情を抑えるために、学校の教育活動全体を通して、自己有用感や自己肯定感を高められるよう努める。
- ネット上の人権を侵害する情報に関する相談の受付等、関係機関の取組について周知する。
- パスワード付きサイトや SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）、携帯電話のメールを利用したいじめの対策として、保護者と連携しながら、学校における情報モラル教育の充実に努める。
- いじめ問題に関する年間指導計画を作成し、いじめの未然防止に向けた定期的なアンケートや教職員研修を実施するとともに、随時、計画の見直しを図り、よりよい取組となるよう改善に努める。

※参照 P 9 【表2 いじめ問題への取組の年間指導計画】

(2) いじめの早期発見に向けた取組

- 「いじめはどの学校でも、どの児童にも起こり得る」との認識をもち、休み時間や放課後の児童観察、個人面談や家庭訪問、日記での交流等を通して、アンテナを高く児童を見守る。
- いじめに関する情報は、学校の教職員全体で共有し、解消に向け、迅速に取り組む。
- 定期的なアンケート調査や教育相談を実施したり、相談ボックスを設置したりしていじめの実態把握に努め、児童が日頃からいじめを訴えやすい雰囲気づくりに努める。
- 児童や保護者、教職員が気軽に相談できるよう体制を整備し、保健室やカウンセラー等の窓口について広く周知するよう努める。

(3) いじめが起きたときの対応

- いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止める。
- 児童や保護者からいじめの相談や訴えがあった場合には、丁寧に対応し、いじめられた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保する。
- いじめを発見したり、通報を受けたりしたときは、校内の「八尾小いじめ対策委員会」で直ちに情報を共有し、組織的に対応する（いじめの情報を抱え込んで学校の対策組織に報告しないことは法違反となる）。

※参照 P 6 【図1 学校におけるいじめの防止等の対策に向けた組織】

P 8 【図2 いじめが起こった場合の組織的対応の流れ】

- 速やかにいじめの事実の有無の確認をし、結果は、市教育委員会に報告し、いじめられた児童といじめた児童それぞれの保護者に連絡する。
- 犯罪行為を伴うもの等、学校や市教育委員会で解決が困難な場合には、所轄警察署と相談をして対応する。
- いじめられた児童とその保護者へは次のような支援を行う。
 - ア 「いじめられている児童を最後まで守り抜く」姿勢を確認し合い、複数の教職員で、見守りや秘密保持に努めながら児童の安全を確保する。
 - イ 必要に応じ、いじめた児童を別室で指導すること等で、いじめられた児童が落ち着いて教育を受けられるようにする。
 - ウ 状況に応じて心理や福祉等の専門家、教員経験者、警察官経験者等、外部専門家の協力を得て、取り組む。
- いじめた児童とその保護者へは、次のように指導・助言を行う。
 - ア 複数の教職員が連携し、必要に応じて心理や福祉等の専門家、教員、警察官経験者等、外部専門家の協力を得て、いじめの行為をやめさせ、再発防止に努める。
 - イ 保護者の理解を得て、保護者と連携して対応を行えるよう協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行う。
 - ウ いじめた児童へは、いじめは生命や身体又は財産を脅かす犯罪行為に当たる可能性があることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる指導を行う。
 - エ いじめの背景にも目を向け、いじめた児童のプライバシーには十分に留

意した対応を行う。

オ 警察と連携した指導については、教育的配慮に十分に留意し、いじめた児童の健全な成長を促すことを目的に行う。

- いじめが起きた集団の児童に対しては、自分の問題として捉えさせるとともに、その中で同調していた児童に対しては、同調はいじめに加担することであることを理解させ、いじめを根絶しようとする態度を育てる。
- 謝罪で解決したものとはせず、当事者同士や周りの児童との関係が修復し、集団が望ましい状態を取り戻すまで指導を継続し、安定した状態になっても見守りを続ける。
- ネット上の不適切な書き込み等については、直ちに削除する対応や、必要に応じて法務局又は地方法務局の協力を得て、プロバイダに対して速やかに削除を求める対応を指導する。
- いじめが一旦、解決したと思われる場合でも十分な注意を払い、必要な支援を継続していく。

※参照 P 6 【図1 学校におけるいじめの防止等の対策に向けた組織】

《校内委員会等》について

| 時期 | 委員会名 | 取組内容 |
|----------|-----------------------|---|
| 4月 当初 | いじめ対策委員会① | いじめ防止基本方針を確認し、指導方針や指導計画を提示し、全教職員で共通理解を図る。 |
| 4月 後半 | P T A総会及び学年懇談会での保護者啓発 | 八尾小学校グランドデザインの説明や学年懇談会で各学年担任が保護者に話をする。 |
| 7月 | いじめ対策委員会② | 1学期の各学級の様子を振り返り情報を共有するとともに、2、3学期の指導計画を確認する。事例研修会を開き、対応の仕方について考える。（教育委員会との連携のあり方、加害児童に対する指導のあり方、被害児童の学習の保障、保護者への対応、校内の役割分担等） |
| 8月 | いじめ問題に関する職員研修会 | 人権の問題として、いじめ、ネットいじめ、情報モラル、スマートフォンの使用についての研修会を実施する。 |
| 12月 | いじめ対策委員会③ | 2学期の各学級の様子を振り返り情報を共有するとともに、3学期の指導計画を確認する。 |
| 2月 | いじめ対策委員会④ | 3学期の各学級の実態を振り返るとともに、1年間の取組について見直し、来年度の指導計画を立てる。 |

《未然防止への取組》について

学級、学年づくりでは、「相手を大切に思い、よさを認め合い、力を合わせる。」児童を目指して人間関係づくりに努めるとともに、児童理解に努める。

児童会と連携しながらの「人権週間」への取組については、各学級で人権に関

する取組を行う。

《早期発見への取組》について

6月、11月に教育相談週間を行い、児童理解に努めるとともに、いじめの早期発見に努める。

毎月「もしもしカード」を実施し、実態把握、いじめの早期発見に努める。

4 重大事態への対応について

(1) 重大事態とは

これまで各教育委員会等で重大事態として扱った事例は次のとおりである。
なお、例示を下回る程度の被害であっても、総合的に判断し重大事態と捉える場合もあることに留意する。

- ① 児童生徒が自殺を企図した場合
 - 軽傷で済んだものの、自殺を企図した。
- ② 心身に重大な被害を負った場合
 - リストカット等の自傷行為を凶った。
 - 暴行を受け骨折した。
 - 投げ飛ばされて脳震盪となった。
 - 殴られて歯が折れた。
 - カッターで刺されそうになったが、とっさにバッグを盾にしたため、刺されなかった。
 - 心的外傷後ストレス障害と診断された。
 - 嘔吐や腹痛等の心因性の身体反応が続く。
 - 多くの児童生徒の前でズボンと下着を脱がされ、裸にされた。
 - わいせつな画像や顔写真を加工した画像をインターネット上で拡散された。
- ③ 精神性の疾患を発症した場合
 - 心的外傷後ストレス障害と診断された。
 - 嘔吐や腹痛などの心因性の身体反応が続く。
- ④ 金品等に重大な被害を被った場合
 - 複数の生徒から金銭を要求され、総額1万円を渡した。
 - スマートフォンを水に浸けられ壊された。
- ⑤ いじめにより転学を余儀なくされた場合
 - 欠席が続き（重大事態の目安である30日には達していない）当該校へは復帰ができないと判断し、転学（退学等も含む）した。

(2) 重大事態の対応についての留意事項

- 速やかに富山市教育委員会に報告し、市教育委員会の支援の下、管理職が中心となり、学校全体で組織的に対応し、問題の解決に当たる。
- いじめの重大事態の調査に当たっては、調査組織の設置、被害児童や保護者等に対する調査方針の説明、調査の実施、個人情報保護に基づく調査結果の説明・報告・公表等について、調査結果を踏まえた対応の手順を確認して行う。
- 事案によっては、マスコミの対応も考えられるので、対応の窓口（教頭）を明確にして適切な対応に努める。

図1 学校におけるいじめ防止等の対策に向けた組織
(法第22条に基づく組織 必置)

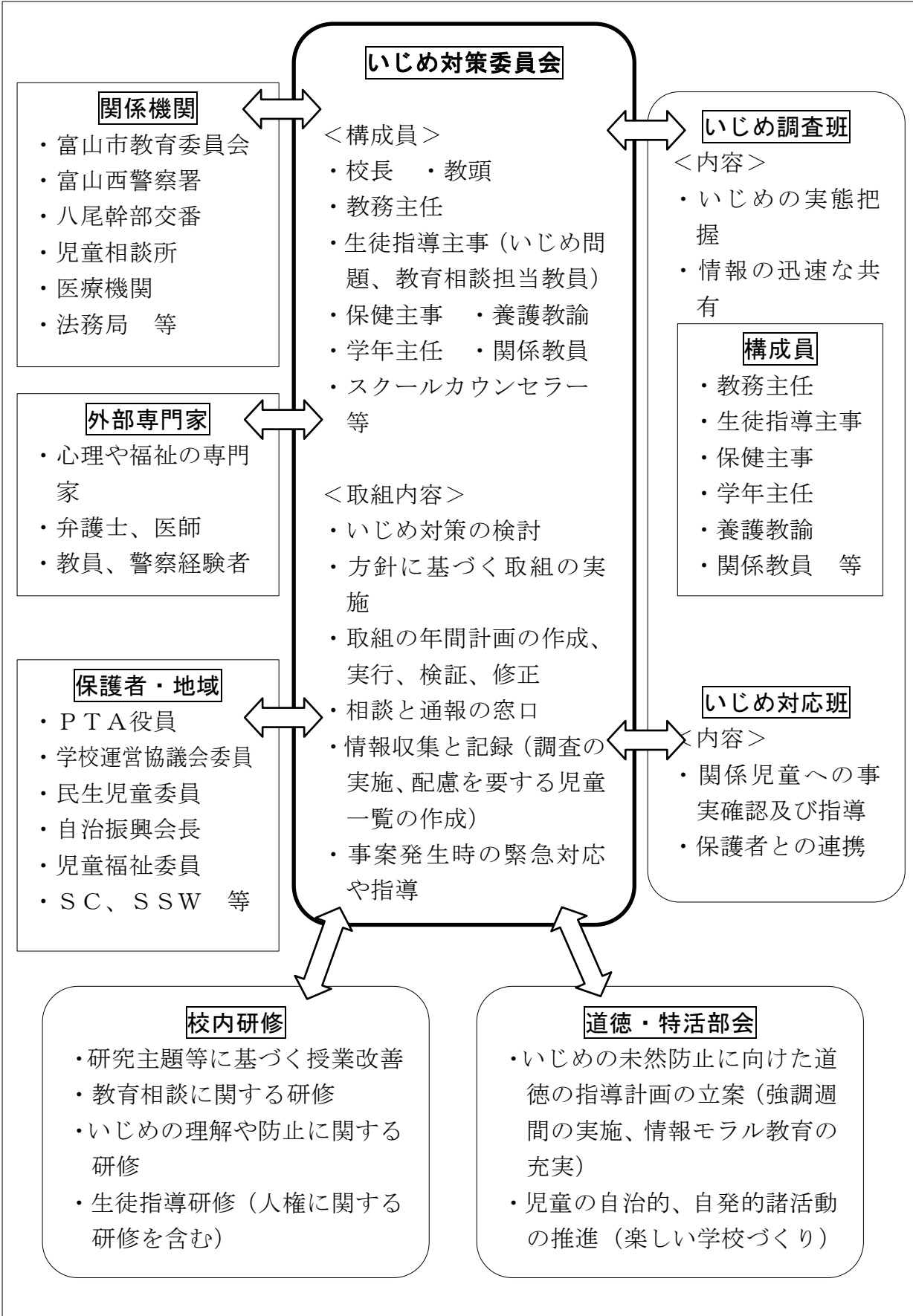
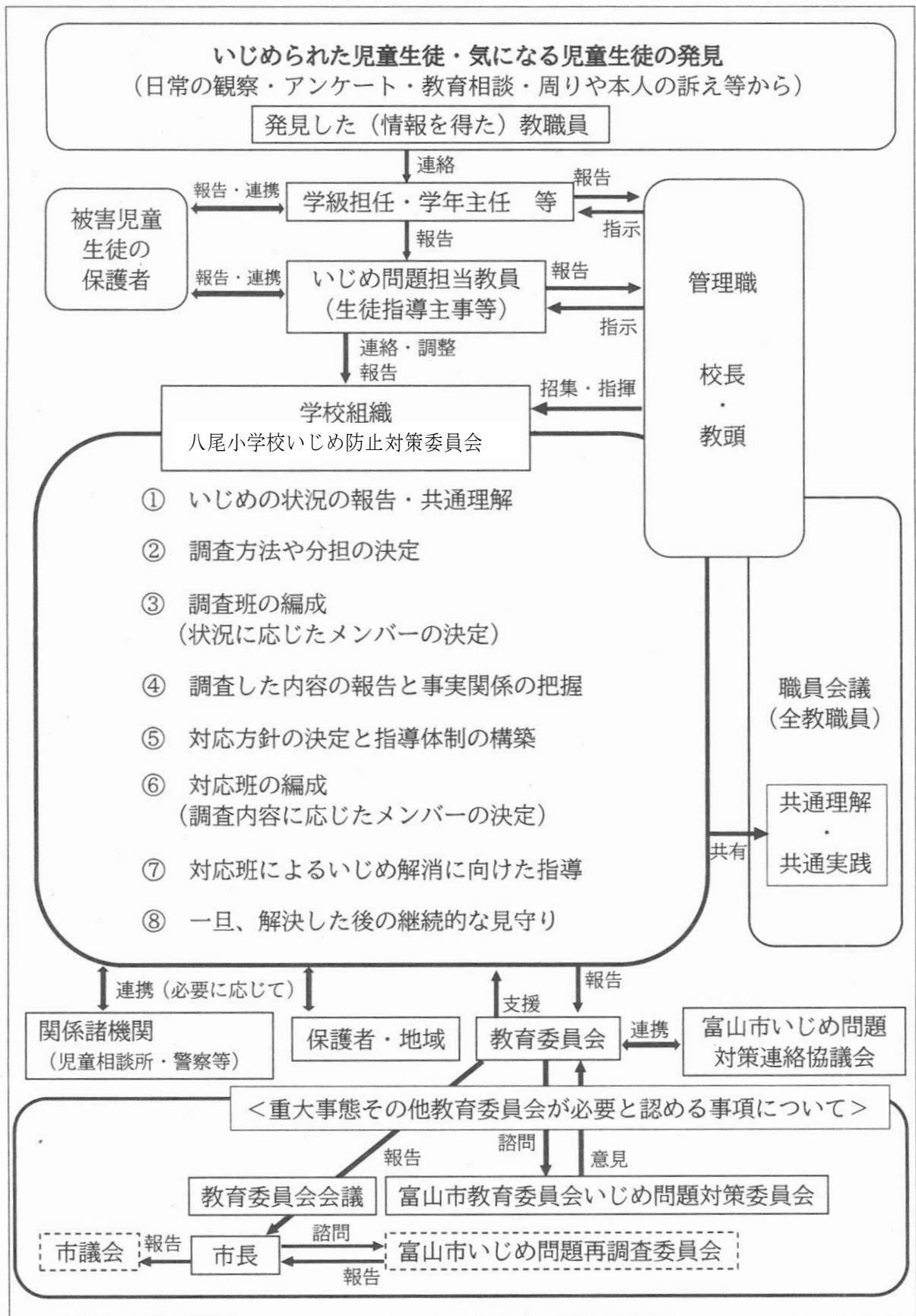


図2 いじめが起こった場合の組織的対応の流れ



いじめ問題への取組の年間指導計画

| 月 | 校内委員会等 | 未然防止への取組 | 早期発見の取組 |
|----|--|---|--|
| 4 | <p>職員会議</p> <p>PTA総会、学年懇談会で保護者啓発</p> <p>いじめ対策委員会実施①</p> <p>・指導方針</p> <p>・指導計画等</p> | <p>学級・学年づくり①(学級、学年目標づくり)</p> <p>異学年活動(組織づくり、栽培活動、運動会、体力づくり)</p> <p>児童会による未然防止に向けた自治活動①(総会、集会)</p> | <p>日常観察</p> <p>情報共有</p> <p>生徒指導 日記</p> <p>保健 日記</p> <p>児童観察 記録</p> <p>生徒指導 記録</p> <p>SCによる面談</p> |
| 5 | | | |
| 6 | <p>いじめ問題に関する職員研修会①②</p> | <p>道徳、特別活動年間計画に基づく指導</p> <p>学級・学年づくり②(宿泊学習)</p> | <p>教育相談週間①</p> <p>いじめアンケート調査(もしもしカード)</p> |
| 7 | | | |
| 8 | <p>いじめ対策委員会実施②</p> <p>・中間評価</p> <p>・情報共有</p> <p>・方針の修正</p> | <p>学級・学年づくり③(学習発表会等)</p> <p>人権週間への取組</p> | <p>児童、保護者、地域代表、教員による学校評価アンケート①</p> <p>SCによる面談</p> |
| 9 | | | |
| 10 | <p>いじめ対策委員会実施③</p> <p>・最終評価</p> <p>・情報共有</p> <p>・次年度の方向付け</p> | <p>道徳、特別活動年間計画の見直し</p> | <p>児童、保護者、地域代表、教員による学校評価アンケート②</p> <p>児童、保護者、地域代表、教員による学校評価アンケート①</p> <p>作成 児童一人ひとりの必要を考慮し</p> |
| 11 | | | |
| 12 | <p>事例発生時、緊急時いじめ対策委員会の開催</p> | <p>いじめ防止基本方針の取組状況を学校評価の対象に位置付ける</p> | <p>児童、保護者、地域代表、教員による学校評価アンケート②</p> |
| 1 | | | |
| 2 | | | |
| 3 | | | |